



相談件数が過去最多！ 「若年性認知症」と就労継続支援

◆相談件数が過去最多に

「若年性認知症」に関する電話相談に応じるコールセンターに寄せられた件数（2015年、認知症介護研究・研修大府センター調べ）が、過去最多の2,240件だったことがわかりました。集計を開始した2010年と比べると約2倍に増加しており、厚生労働省は、患者の支援を強化するため、各都道府県に「若年性認知症支援コーディネーター」の配置を進め、就労継続支援の拡充を行っていく考えです。

◆「若年性認知症」とは？

65歳未満の人が発症する認知症を総称して「若年性認知症」といい、厚生労働省の推計では約4万人の患者がいるとされています。

上記コールセンターに寄せられた相談内容は、「物忘れ」や「今後の不安」が多く、「働きたいが仕事を辞めるよう促されている」といった就労関係も目立っています。発症年齢の平均は51歳で、働き盛りの現役世代も多いため、今後、就労継続支援の拡充などが課題となっています。

◆「若年性認知症支援コーディネーター」とは？

「若年性認知症支援コーディネーター」は、各都道府県に配置され、患者に適した医療機関を紹介したり、障害年金や成年後見制度などの申請手を補助したりするほか、発症後間もない場合には事業所との勤務調整を行い、職場復帰や再就職などを支援するといったサポートを行うとのこと。コーディネーターは、医師や精神保健福祉士など、専門の知識を持った人で、きめ細やかな支援体制を整えるために厚生労働省が2016年度から取り組んでいます。

◆認知症や支援制度に関する知識を持つことが必要

厚生労働省の研究班の生活実態調査（2014年度）によると、就労経験がある1,400人のうち、約8割が「職を失っている」という結果が出ています。

また、そのうち約2割は時間短縮や配置転換、通勤などの「配慮がまったくなかった」と回答しています。自分や周りの人が発症した際に備え、今一度、認知症に関する知識を深め、なおかつ支援制度について知っておく必要があるでしょう。

門田より～本人・周囲ともにその症状を「若年性認知症では？」と考えて受診したり判定をうけたりするところまでたどり着くまでに時間がかかるケースもありそうです。

編集後記

梅雨からはまだまだ抜けそうもない東北の7月。数日おきに夏日がやってきては、また梅雨空に逆戻り。皆様体調を崩されてはいないでしょうか。そういえば、梅雨はなぜ梅に雨と書くのか、**梅雨**（ばいう）の語源は梅の実が熟す頃の雨からきた「**梅雨説**」と長雨で黴（かび）が生える所からの「**黴雨**」が後に語感が悪いから黴のバイが梅のバイに変わったという「**黴→梅雨説**」があるのだそうです。（RICOH communication Club より）その呼び名の**梅雨**（ばいう）が日本に伝わり、その後日本で江戸時代頃、漢字はそのまま「**梅雨**」で「**つゆ**」と呼ぶようになったとのこと。湿度が高いこの季節、どうぞご自愛ください。そして梅雨がおわれば夏本番です！すでに言葉も出ない暑さが何度か私たちを襲いましたが、その後に備え、熱中症対策をお願いします。体が暑さに慣れていないのに気温が急上昇するときは特に危険です。無理せず、徐々に体を慣らすようにしましょう。

～セクハラ指針の一部改正～ 「LGBT」に関する内容が明記されます！

◆企業に求められる LGBT 対応

近年、人権保護の観点からはもちろんリスク対応や優秀な人材の確保といった観点から、企業においても LGBT への理解と対応が求められてきています。ここでいう「LGBT」とは、レズビアン（L）ゲイ（G）バイセクシュアル（B）トランスジェンダー（T）といった性的少数者のことであり、2015年に電通総研が行った調査では、人口の7.6%が LGBT であると発表されています。

そのよう中、厚生労働省は、いわゆる「セクハラ指針」（事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置について）の改正を行い、企業に LGBT などの性的少数者へのセクハラにも対応する義務があることを明文化する方針を固めました。

◆施行日について

上記指針は平成29年1月1日より改正される予定ですので、社内のセクシュアルハラスメント防止規程の見直しや社員への周知等、LGBT 対応が必要になってきます。

門田より～介護休業の分割取得と合わせて1月の就業規則改定に備えましょう。内容を詰めたいうで追ってお知らせします。

■労働安全衛生法の改正について ～6月1日施行

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について
1. 事業場におけるリスクアセスメントの義務づけ
2. 譲渡提供時に容器等へのラベル表示を義務づけ
詳しくはお問い合わせください。

■「ジョブカード制度」普及説明会のお知らせ

今年も下記日程、6会場において『ジョブ・カード制度』普及説明会が開催されます。宮城県地域ジョブカードセンター（仙台商工会議所内）より、キャリアアップ助成金・キャリア形成促進助成金のうちジョブカードを活用した「**有期実習型訓練**」「**実践型人材養成システム**」等についてのご案内があります。その後、門田陽子が導入事業所の事例発表を行います。発表では、これまでに訓練を活用した事業所の取り組みについて紹介します。ご関心がおありでしたらぜひお越しください！

- ・7月5日（火） 仙台：仙台商工会議所（終了）
- ・8月29日（月） 石巻：石巻商工会議所
- ・9月7日（水） 古川：古川商工会議所
- ・10月20日（木） 塩釜：塩釜商工会議所
- ・11月18日（金） 白石：追ってHPでお知らせします
- ・12月9日（金） 築館：追ってHPでお知らせします

Harmony通信 2016.07

#発行：2016年7月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony 司法書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>